

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日	2017年9月14日
会社名	株式会社 global bridge HOLDINGS
会社名（英訳）	global bridge HOLDINGS Co., Ltd.
本店所在地	東京都墨田区亀沢四丁目5番4号
代表者役職氏名	代表取締役 貞松 成
問合わせ先	03-6284-1607（代表）
URL	http://globalbridge-hd.com/
証券コード	6557

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は、次の通りです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社グループは、保育事業や介護事業といった公共性の高い事業を営んでおり、高品質かつ安全なサービスの提供と企業規模拡大の両立が求められます。そのためには、法令遵守と経営の透明性確保が重要であると認識しております。この認識に基づき、当社グループは、法令遵守や経営の透明性確保など、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針です。

■ 2. 資本構成

(1) 外国人株式保有比率 10%未満

(2) 大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)アニヴェルセルHOLDINGS	1,064,450	48.75
青木 拓憲	600,000	27.48
social investment(株)	315,000	14.43
貞松 成	183,300	8.40
SMBCベンチャーキャピタル(株)	20,550	0.94

(3) 支配株主(親会社を除く)の有無 無

(4) 親会社の有無 (株)アニヴェルセル HOLDINGS

■ 3. 企業属性

(1) 上場取引所及び市場区分 TOKYO PRO Market

(2) 決算期 12月

(3) 業種 サービス業

(4) 直近事業年度末における従業員数 100人以上500人未満

(5) 直近事業年度末における(連結)売上高 100億円未満

(6) 直近事業年度末における連結子会社数 10社未満

■ 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

- (1) 組織形態 監査役設置会社
- (2) 取締役関係
- ① 定款上の取締役の員数 10名以内
 - ② 定款上の取締役の任期 2年以内
 - ③ 取締役会の議長 取締役社長
 - ④ 取締役の人数 5名
 - ⑤ 社外取締役の選任状況 選任している
 - イ. 社外取締役の人数 1名
 - ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0名
- ハ. 会社との関係 (1)

氏名	属性	会社との関係 (※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
野口 洋	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e 及び f のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

ニ. 会社との関係 (2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
野口 洋		—	保育業界での上場会社の代表取締役社長経験があり、業界に精通しているうえ、公認会計士の有資格者でもあり、経営、会計・税務、法務方面の高い見知により、多方面から当社経営に対する監督を行えると判断し選任しております。

(3) 監査役関係

- ① 監査役会の設置の有無 設置している
- ② 定款上の監査役の員数 4名以内
- ③ 監査役の人数 4名
- ④ 監査役、監査法人、内部監査部門の連携状況

財務の健全性及び財務報告の適正性を確保するために、PwC あらた有限責任監査法人との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、監査方針や監査実施結果については、監査役に報告され、監査法人からの改善指摘事項について、その改善に向け適宜助言を行っております。

内部監査については、内部監査室を設置し、担当者1名が、当社グループの全部門及び運営施設を対象にコーポレート・ガバナンスに基づいた内部監査を実施しており、監査結果については、監査役に適切に報告され必要に応じて適宜助言を行っており、また、その重要なものは取締役会に報告されております。

監査役は、当社監査役監査基準に基づき、監査役会にて監査方針と分担を定め、監査役が取締役会をはじめ経営会議などの重要な会議へ出席し取締役の職務執行状況を監視しております。また、監査法人から監査方針の説明及び監査結果報告を受けるほか、必要に応じて会合をもち、会計監査の状況や会計上の課題等について情報交換を行っております。

- ⑤ 社外監査役の選任状況 選任している
 イ. 社外監査役の人数 2名
 ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0名
 ハ. 会社との関係 (1)

氏名	属性	会社との関係 (※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 剛	学者													
松村 正哲	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

ニ. 会社との関係 (2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
佐藤 剛	—	—	大学やグロービス経営大学院の教授等幅広い分野で活躍し、人材育成等に関する豊富な経験と見識を有しているため、同氏を選任しております。
松村 正哲	—	—	弁護士の有資格者であるとともに、専門的な見地から企業法務に関して高い実績を上げているため、同氏を選任しております。

(4) 独立役員関係

- ① 独立役員の人数 0名
- ② その他独立役員に関する事項 該当事項はありません。

(5) インセンティブ関係

- ① 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況
 ストック・オプション制度の導入
- ② ストック・オプションの付与対象者 社内取締役、従業員
 該当項目に関する補足説明
 取締役及び従業員の経営参画意識を高め、将来の業績向上に対する意欲を向上させることを目的として付与しております。

(6) 取締役報酬関係

- ① (個別の取締役報酬の) 開示状況: 個別報酬の開示はしていない
 該当項目に関する補足説明
 当社の役員ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は、発行者情報において開示しております。
- ② 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無: 有
 取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ決定しております。各監査役については職務の内容、経験及び当社の状況等を確認のうえ監査役会の協議により決定しております。

(7) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制

社外取締役に対しては、日常的に情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前の事前報告などを行っております。

社外監査役に対しても日常的に情報共有に努め、取締役会の開催に際しては、常勤監査役に対し代表取締役よりその概要及び重要事項について事前に説明・報告を行い、監査役会において、それを監査役全員に周知する体制を構築しております。また、専門知識や長年の経験を活かし、取締役会その他経営会議に参加し、助言や意見交換及び情報収集を行っております。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、本発行情報公表日時点で、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

(2) 監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、本発行情報公表日時点で、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されており、原則として、毎月1回監査役会を開催しております。監査役は、取締役会、経営会議等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。

(3) 内部監査室

当社は、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査担当者が内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者が他部署を兼任する場合は、内部監査担当者が所属する部署については、内部監査担当者が所属する部署以外から内部監査を実施しております。当社グループの全部門を対象に内部監査を実施しており、監査結果については、代表取締役に報告を行うとともに、改善点などにつき、改善指導を行うことで事業運営の効率化及び適正化に努めております。

(4) 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、小林昭夫氏、千葉達哉氏であり、PwCあらた有限責任監査法人に所属しています。継続監査年数につきましては、全員7年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他5名です。

■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、3つの事業を主に展開しており、グループ週次報告会において情報を共有し意思疎通を図ることで経営の意思決定の迅速化と効率的な経営を行うとともに、会社経営の経験と専門的知識の豊富な社外取締役1名及び会計・税務に精通した社外監査役を含む監査役4名の体制とすることで、独立性や客観性、中立性を更に強化する体制としております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

株主数が少なく、その属性が取引先、役員及び従業員で大部分が占められているため、特段の取り組みは行っていません。

■ 2. IRに関する活動状況

- (1) IR資料のホームページ掲載：当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
- (2) IRに関する部署（担当者）の設置：管理部にて対応しております。

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備状況は次のとおりです。

- (1) 当社グループ各社の経営については、その自主性を遵守しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」を定め、事業及び経営に関する事項については、あらかじめ報告し協議の上で決定するとともに、子会社の経営成績、財務状態その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けることにより、経営の適正性について担保しています。
- (2) 当社及び子会社の取締役は、毎月の定時取締役会において、職務の執行状況について報告するとともに、取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するために、問題の把握と改善に努めます。
- (3) 当社の「コンプライアンス規程」並びに、「コンプライアンス・マニュアル」を当社グループのすべての役員に周知徹底しており、法令、定款及び社会倫理の遵守、並びに反社会的勢力との取引断絶を企業活動の前提とすることを徹底しています。
- (4) 当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は、「コンプライアンス・マニュアル」に記載しており、主要な会議及び研修等の機会にその内容の周知徹底を図っています。
- (5) 「内部通報規程」を定め、グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期発見し是正するために「内部通報制度」を構築し、運用しております。
- (6) 当社の監査役及び子会社の監査役は、定期的に会議を開催し、情報伝達しています。
- (7) 当社及び当社グループ各社に対し、当社内部監査部門による定期的な監査を実施しています。内部監査人は、内部監査方針、計画、各部門の業務遂行及びコンプライアンス遵守の状況等について、監査役会及び監査法人と連携するとともに、内部監査結果を、代表取締役及び必要に応じて監査役会に報告をしています。

■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は、「反社会的勢力対応マニュアル」において定めており、主要な社内会議及び研修等の機会にその内容の周知徹底を図っております。また、保育事業を営む企業として、反社会的勢力の排除体制を構築することは必要不可欠なものとして認識しております。これらにより、当社グループの全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

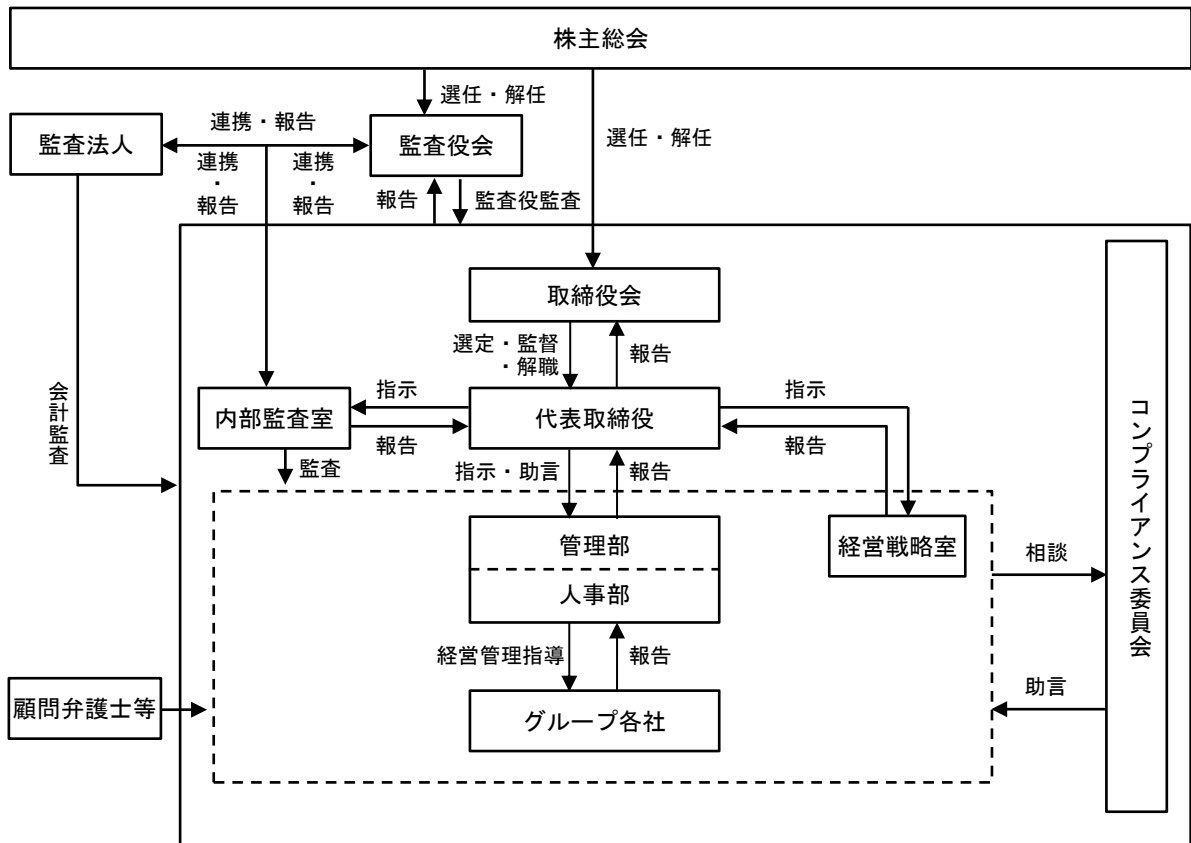
反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め「反社会的勢力対応マニュアル」に準じて反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

V. その他

- 1. 買収防衛策導入の有無 なし
- 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは、次のとおりです。

